

ふじ みやひだりくち ち く かっせいかけいかく
藤の宮左口地区活性化計画

栃木県足利市
栃木県

平成20年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	藤の宮左口地区活性化計画						
都道府県名	栃木県	市町村名	足利市	地区名(1)	藤の宮左口地区	計画期間(2)	H20～H23

目 標 : (3)
定住等の促進に資する農業用排水施設を整備することにより機能保全を行い、良好な水管理および維持管理費の節減による生産性と農業経営向上の効果を発現し、農業所得の増加、農業経営の安定化を図り、当地域の農家戸数の減少率(16.4%)を抑制することを目標とする。

目標設定の考え方

地区の概要：
本地区は足利市の南部に位置し、一級河川渡良瀬川右岸に開けた区域である。渡良瀬川を用水源とした水田地帯であり、土地利用型農業を主体とし、野菜を加えた複合経営によってこの地域の農業が展開されている。水稻を基幹として麦・野菜との複合経営で農産物は国道50号や東北自動車道を経由して東京方面へ出荷される。

現状と課題
本地区は、ほ場整備により整備されているが、用水路等施設の耐用年数が過ぎ老朽化が著しく水路側面や底面の崩壊や浸食に伴う漏水が生じ機能低下を起こしている。このため必要水量の安定確保、施設の維持管理に苦慮をしている状況にある。また、生産者の高齢化による担い手不足等から農業従事者数が減少してきているため、将来の農業経営及び地域の活力の低下が懸念される。これらを解消し地域を活性化していくことが課題である。

今後の展開方向等(4)
農業従事者の高齢化・後継者不足が進み、地域活力が低下する中、農地の保全、基盤の整備を推進して農業経営の安定化を図り地域活性化を目指す。具体的には、老朽化した農業用排水施設の整備を促進することにより、農業従事者の意欲向上や生産性を向上させ、安定した農業経営の展開を図ることによる農業人口の定住化を目指す。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(3)	備考
足利市	藤の宮左口地区	基盤整備(農業用排水施設)	三粟谷用水土地改良区	有	イ	事業期間H20~H22

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(6)

--

3 活性化計画の区域(1)

藤の宮左口地区(栃木県足利市)	区域面積 (2)	840ha
区域設定の考え方 (3)		
法第3条第1号関係: 当該区域の総面積約840haのうち農用地面積は約420haで52.4%を占め、農家数は世帯数の8.7%を占める。		
法第3条第2号関係: 農家人口が減少するとともに高齢化の進展による後継者不足により、農業および農村地域の活力の低下が懸念されている現在、農業従事者を確保し定住化を促進するためには農業用排水施設を整備し用水の安定確保をすることが必要不可欠である。		
法第3条第3号関係: 市街地を形成している区域は含んでいない。		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(1)	土地所有者		権利の種類(1)	土地所有者		農地(2) 市民農園整備 促進法第2条 第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(イ、ロ、ハ)

整備計画	種別(5)	構造(6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号ニ)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(3)		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(4)		
設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(6)		
その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(7)		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(1)

足利市において計画区域の農家戸数について、農林業センサス等統計調査を基に調査検証を行う。